坂戸駅南北自由通路階段　有料広告　募集要項

（仕様書）

「坂戸駅南北自由通路　南口階段または北口階段」に有料広告を掲出する事業者を以下のとおり募集します。

■対象施設

名 称	坂戸駅南北自由通路　階段
施設概要	坂戸駅南北自由通路は、行政財産（通路）に区分されます。 屋外広告物には該当しません。
所在地（場所）	１　坂戸駅北口　坂戸市日の出町１－１ ２　坂戸駅南口　坂戸市緑町１－１１
利用者数・利用者層	通勤者・通学者・その他
広告設置場所	階段蹴上部分（床面への掲出はできません）
広告掲出期間	１か月単位。最長１年間。 ※別途協議の上、延長可。

■広告料

掲出場所	広告掲出最大スペース （縦×横×段数）	枠数	広告料 （１枠・１月あたり）
坂戸駅 北口	①下段 0.15m×4.14m× 16段（9.94㎡） ②中段 0.15m×4.14m× 15段（9.32㎡） ③上段 0.15m×4.14m× 16段（9.94㎡）	3 枠	①50,000円 ②47,000円 ③50,000円
坂戸駅 南口	①下段 0.15m×4.14m× 17段（10.56㎡） ②中段 0.15m×4.14m× 16段（9.94㎡） ③上段 0.15m×4.14m× 16段（9.94㎡）	3 枠	①53,000円 ②50,000円 ③50,000円

※年度ごとに支払いが必要です。

（例：掲出期間が R8.12～R9.11 の場合

①R8.12～R9.3 月分、②R9.4～11 月分の２回払いとする。）

■広告掲出にあたっての留意点

広告の条件	○以下のいずれにも該当しないものとしてください。 （掲載できないもの） ・市の公共性、中立性及びその品位を損なうおそれのあるもの ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)の適用を受ける業種であるもの ・賃金業法(昭和58年法律第32号)の適用を受ける業種であるもの ・政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に係るもの ・公の秩序または善良の風俗に反するおそれのあるもの ・広告内に土地若しくは建物の個別物件又は個別の商品、サービスの説明若しくは売買紹介に係る記載のあるもの ・その他掲載することが適当でないと市長が認めるもの ○坂戸市公共施設等有料広告取扱要綱、その他の広告関連規程を遵守してください。
広告の制作等	○坂戸市公共施設等有料広告取扱要綱等に基づき、広告内容等の修正をお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。 ○広告の制作、設置、撤去等の作業は、広告掲出事業者の費用負担により行ってください。 ○事前に承認を得た広告の内容（デザイン等）を変更する場合は、その都度、本市と協議し、承認を得てください。 ○掲出する広告は、貼付面を傷めず（ビス等による穴あけ不可）、再剥離が可能（粘着剤が残らない）なものとします。原則として、蹴上部分に直接貼るシールタイプのものとしてください。
広告掲出にかかる作業	○十分に安全を確保し作業を行ってください。
その他	○広告契約期間中、広告を掲出しない期間があっても、広告料は減額いたしません。 ○広告の掲出、意匠変更、撤去に係る作業について、作業日の１週間前までに作業日時・作業責任者・連絡先を総合政策部施設管理課までご連絡ください。 ○素材については、掲出期間に耐えうる強度のあるものを使用し、制作してください。 ○１か月に１回以上は定期点検をしてください。 ○広告物に破損や剥がれ等が見られた場合は、直ちに修繕をしてください。

	○広告物の破損や剥がれ等に起因して、歩行者がけがをした場合、広告掲出事業者の責任において、補償等の適切な措置をしなければならないこととし、坂戸市は一切の責任を負いません。 ○広告掲出を行ったことによる、階段等に何らかの損傷が起きた場合は、広告掲出事業者の責任において、修繕を行ってください。 ○南北自由通路管理者による定期点検等の際には、広告表面から打音、触診及びマーキング(チョーク等の容易に消せるもの)をすることがあります。あらかじめご了承ください。 ○本市が行う公共工事等のためやむを得ない必要が生じた際は、一時的に掲出済の広告が隠れる場合や撤去を依頼することがあります。

■申込み

申込条件	広告制作から掲出・撤去までの一連の作業が可能な事業者
申込方法	施設管理課窓口もしくはＥメールで下記申込先へ提出
提出書類	①坂戸市公共施設等有料広告掲載申込書 ②坂戸市公共施設等有料広告掲載申込書施設別添付資料 ③広告の版下原稿（任意様式）
事業者選定方法	１週間ごとに申込期間を区切り、内容審査の上、抽選を行う。 ※１週間は、月曜日9時00分から翌週月曜日8時59分までとする。
申込期間	令和8年11月16日(月)9時00分から ※土日祝日を除く
受付時間	9時00分～16時30分（窓口） ※メールの場合、申込期間内であればいつでも可。
掲出可否通知	申込期間締切後２週間以内に発送。
広告開始日	申込日より2か月後以降の月初（協議による） 例)申込日:令和8年11月16日の場合 広告開始日:令和9年2月1日
申込先	（担当課名）坂戸市　総合政策部　施設管理課 （所在地）〒350-0292 坂戸市千代田1-1-1 （TEL／FAX）TEL 049-283-1331 ／FAX 049-283-3903 （E メール）sakado24@city.sakado.lg.jp
その他	空き状況については、市ホームページにてお知らせします。

■掲出までの流れ

事業者　　坂戸市

①申込
窓口もしくはメール
受付時間、提出書類等 3 ページ参照

②申込締切→審査（1 週間ごと）
多数応募があった場合は、施設管理課にて抽選。

③掲出可否を通知
（掲出者のみ）使用料の納付書を送付

④掲出決定した場合
・掲出準備
・使用料支払

⑤掲出作業日が決まり次第、市へ連絡
※作業日の 1 週間前までに

⑥掲出

その他
年度ごとに使用料の支払が必要です。
年度をまたぐ場合、年度当初に市より納付書を送付します。

１年以上継続して掲出を希望する場合は、１年ごとに申請が必要となります。
申請の案内については、市より通知します。